

医療機関の勤務環境の改善に関する取組(山口県)(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	山口県社会保険労務士会 【電話:083-923-1720】	医療労務管理支援事業 (山口労働局委託事業)	医療勤務環境改善支援センター事業の周知・広報を行うとともに、医療機関における労務管理に関する専門的な知識を有する医療労務管理アドバイザーが医療機関を個別に訪問し、労務管理全般にわたる助言等を行います。また、医療機関からの労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令の内容に関する照会等に応じます。(電話による相談も。)
		厚生労働省山口労働局 職業安定部職業対策課 【電話:083-995-0363】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)
	山口県健康福祉部医療政策課 【電話:083-933-2928】	人材確保等支援助成金 (介護機器助成コース)	介護労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成します。
		山口県医療勤務環境改善支援センター (アドバイザー派遣について、公益社団法人山口県看護協会、公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会に委託)	医療従事者の勤務環境改善に関する相談窓口を設置し、アドバイザー派遣や個別相談等により、医療機関が行う勤務環境の改善に向けた取組を支援します。 ①アドバイザー派遣 医療経営等に関するアドバイザーを派遣し、勤務環境の現状分析や、勤務環境改善に向けた取組への助言等を行います。 ②個別相談 勤務環境の改善に関する相談について、関係機関と連携して対応します。 【相談窓口:083-933-2922】
		勤務環境改善研修会事業 (公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会に委託)	医療機関がPDCAサイクルを用いて計画的に勤務環境の改善に取り組む仕組み(医療勤務環境マネジメントシステム)の導入に関する情報提供や勤務環境改善の好事例の紹介等、勤務環境改善に関する研修を実施します。
		産科医等確保支援事業	産科医・助産師に分娩手当等を支給する分娩取扱医療機関に対して、補助します。
		産科医等育成支援事業	産科後期研修医に研修医手当等を支給する医療機関に対して、補助します。
		新生児医療担当医確保支援事業	NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して、補助します。
		女性医師保育等支援事業	出産・育児中の女性医師の仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置しています。 【相談窓口:090-9502-3715】
女性医師就労環境改善事業	仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組を行う医療機関に対して、補助します。		
病院職員子育てサポート事業	病院内保育所を設置する医療機関に対して、補助します。		
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省山口労働局 雇用環境・均等室 【電話:083-995-0390】 ※テレワークコース テレワーク相談センター 【電話:0120-91-6479】	時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	① 雇用する労働者の所定労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した経費の一部を助成します。 ② 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業であって、かつ、週所定労働時間が40時間を超えている場合に、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする措置をとる中小企業事業主に対して、その実施に要した経費の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	現在、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度時間(※月45時間、年360時間等)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別協定)を締結している事業場で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数月行った場合も可)がいる場合、有効な36協定の延長する労働時間を短縮して上限協定を行い、労働基準監督署に届出を行う中小企業事業主に対して、その実施に要した経費の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止のため、休憩時間が9時間以上の勤務間インターバル(※)の導入に取り組んだ中小企業事業主に対して、その実施に要した経費の一部を助成します。 ※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務まで1〜2時間以上の休息時間を設けることをいいます。
		時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)※	在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを導入する中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入や運用、外部専門家によるコンサルティング等の取組みを実施または継続して活用した場合、その実施等に要した経費の一部を助成します。
		受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす①喫煙室の設置・改修、②屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修、③換気装置の設置など(宿泊業・飲食店に限る。)の措置を行う中小企業事業主に対して、その経費の2分の1(飲食業を営んでいる事業場は3分の2)を助成(上限100万円)します。
		業務改善助成金	事業場内の時間給1,000円未満の労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を一定額以上引き上げる計画を作成し実施する中小企業事業主に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、その取組によって男性労働者に育児休業や育児目的の休暇を取得させた事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い、「介護支援プラン」を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度(介護制度)の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) 育児取得時・職場復帰時	「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って対象労働者に3か月以上の育児休業(産後休業を取得する場合は、産後休業を含めて3ヶ月以上)を取得(育児取得時)させ、原則として原職等に復帰させ、さらに6か月以上継続雇用(職場復帰時)した中小企業事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) 代替要員確保時	育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した際は原職等に復帰させる旨を規定した上で、育児休業取得者の代替要員を確保し、対象労働者に3か月以上の育児休業の取得、原職等に復帰(6か月以上の継続雇用)させた中小企業事業主に支給します。
両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) 職場復帰後支援	育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入・制度利用などの支援に取り組んだ中小企業事業主に支給します。		
両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能となったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される「再雇用制度」を導入し、かつ、希望する者(離職後1年以上経過)を無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用した事業主に支給します。		
両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した中小企業事業主及び「数値目標」を達成した事業主に支給します。		
山口県商工労働部労働政策課 【電話:083-993-3221】	ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し制度を整備している企業に対し、「仕事と子育て」や「仕事と介護」等をテーマとする出前講座を実施し、その具体的な取組を促進します。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	ハローワーク山口 【電話:083-922-0043】	「人材確保対策コーナー」による無料相談	無料相談を通じて福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係の求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	マザーズコーナー ハローワーク山口【電話:083-922-0043】 ハローワーク下関【電話:083-222-4031】 ハローワーク宇部【電話:0836-31-0164】 ハローワーク徳山【電話:0834-31-1950】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する方に対する就職支援を実施いたします。
	山口県健康福祉部医療政策課 【電話:083-933-2926】	ナースセンター事業 (公益社団法人山口県看護協会に委託) 看護師等再就業支援相談会事業 (公益社団法人山口県看護協会に委託)	看護職員の求人・求職の相談(県内各地域で実施)や未就業看護職員に対する再就業のための研修など、看護職員の復職に向けた支援等を実施します。 【相談窓口:0835-24-5791】 看護職員の復職を支援するため、就職相談会を実施します。
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省山口労働局 職業安定部職業対策課 【電話:083-995-0383】	キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成します。
		人材開発支援助成金	年間職業能力開発計画を策定し、これに基づいた職業訓練を実施した場合に、訓練に要した経費や訓練実施期間中の賃金の一部などを助成します。
その他	山口県健康福祉部医療政策課 【電話:083-933-2926】	女性医師キャリアアップ支援事業 (山口大学医学部附属病院に委託)	育児休業等を終えた女性医師のキャリア形成や復職に関する相談窓口を設置しています。 【相談窓口:0836-85-3137】
		次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)	次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、子育てサポート企業であること等をPRすることができ、企業イメージの向上や、優秀な従業員の採用・定着を図ることができます。くるみん認定を受けた企業がさらに高い水準の取組を行った場合には、「プラチナくるみん」が付与され、更なるイメージアップにつながります。くるみん認定、プラチナくるみん認定を取得すると、税制優遇措置が受けられます。
	厚生労働省山口労働局 雇用環境・均等室 【電話:083-995-0390】	女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定(認定マーク「えるほし」)	女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・策定した旨の届出を行った一般事業主のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な一般事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
	独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター 【電話:083-933-0105】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また、山口県内には、9カ所の地域窓口(地域産業保健センター)があり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての個別訪問支援や相談等を行っております。なお、利用にあたっては全て無料です。